

目 次

1. 法律図書館連絡会第 59 回総会報告	1
2. 明治大学 ELM（法・医・倫理の資料館）― 法図連第 59 回総会の後	3
3. 昔話法廷	5
4-1. 特集：法図連を考える -- 幹事館担当者の声 --	9
4-2. 特集：法図連を考える -- 資料：法図連年表 --	11
5. 第 103 回全国図書館大会東京大会へのお誘い	15
6. 主要活動日誌（2016.11～2017.9）	16
7. 編集後記	16

1. 法律図書館連絡会第 59 回総会報告

第 59 回総会は、2016（平成 28）年 10 月 28 日（金）、明治大学中央図書館地下 1 階多目的ホールを会場として開催されました。司会は常任幹事館の笠氏（大阪大学大学院法学研究科資料室）、参加者は全 59 館中 32 館、46 名（賛助員及びオブザーバーを含む）でした。

以下、総会の主なプログラムを報告します。

10:00－10:10 開会挨拶

常任幹事館（国立国会図書館 伊藤信博）

開催館（明治大学中央図書館事務長 横井淳子）

10:10－11:20 記念講演

「明治大学 ELM--その概要と挑戦」（明治大学法学部准教授 小西知世氏）

医事法学に関する国内外の様々な資料を収集し、提供することを通じて、医事法学はもとより医学や生命倫理学等の周辺学問領域に関する学術的進展の一翼を担うことを目的に設立された明治大学 ELM（Ethics Law Medicine：法・医・倫理の資料館）。ELM の設立の背景や目的の詳細を小西氏が解説してくださいました。

11:20－12:50 法律関係企業展示会、スタンプラリー及び施設見学（中央図書館、ELM）**12:50－14:30 法律関係展示業者イベント****14:40－15:50 特別講演**

「日米におけるリーガル・リサーチと法学教育」（明治大学法学部専任講師 柳川鋭士氏）

弁護士でもある柳川氏が、ジョージタウン大学ローセンター（GULC）での留学経験に基

づき、GULC でのリーガル・リサーチ教育の様々な特徴についての貴重なお話と共に、明治大学リーガル・リサーチ教育の状況を報告してくださいました。

16:00-16:50 総会

議長選出・総会成立確認（議長：金澤敬子氏（成城大学法学資料室））

報告事項

①幹事会報告

計4回開催した幹事会の協議内容等について、伊藤常任幹事から報告されました。

②会計報告及び監査報告

2015（平成27）年度の連絡会収支決算の報告について、渡辺幹事（國學院大學）から報告されました。続いて伊藤修氏（学習院大学）から監査報告が行われました。

③入退会報告（入会：0館、退会：6館、賛助員1名）

2015（平成27）年度第4回幹事会～2016（平成28）年度第3回幹事会承認分の入退会について、伊藤常任幹事から報告されました。

④各委員会報告（「法図連通信」等編集委員会・研修委員会・メディア委員会）

「法図連通信」等編集委員会委員長から、「法図連通信」第48号の発行等同委員会の活動状況が報告されました。

研修委員会委員長から、「研修委員会報告」に基づき、2016（平成28）年8月26日に開催した基礎講座の内容及びアンケート結果等の活動内容、並びに今後の企画予定等について報告されました。

メディア委員会委員長から、「メディア委員会報告（2016年度）」に基づき、実施した基礎講座（研修委員会主催）の録画等の活動、今後の活動方針、同委員会の委員数減少に伴う委員の推薦希望等について報告されました。

協議事項

①任期2016（平成28）年総会～2018（平成30）年総会の幹事について

以下のとおり幹事の提案があり、提案のとおり可決されました。

- ・東日本地区（国立国会図書館調査及び立法考査局議会官庁資料調査室・課、最高裁判所図書館、法務図書館、中央大学図書館、國學院大學法学資料室、専修大学図書館神田分館）
- ・西日本地区（大阪大学大学院法学研究科資料室、岡山大学法学部資料室、龍谷大学図書館、近畿大学中央図書館）

②第60回総会について

第60回総会の開催時期を来年に開催するか、延期して2年先に開催するかを幹事会に一任されたいとの提案があり、賛成多数をもって提案が了承されました。

なお、現在大学図書館等がおかれている現状を踏まえ（図書館職員の人員減少や予算の削減が続いているなど）、幹事会において、当会の在り方と共に会員同士の意見交換が十分行われるようなプログラムの導入等の総会内容の見直しなども含め、今後の運営について十分検討してほしい旨の意見がありました。

17:00- 交流会 明治大学リバティタワー23階「宮城浩蔵ホール」において開催

（法律図書館連絡会「法図連通信」等編集委員会）

2. 明治大学 ELM（法・医・倫理の資料館） — 法図連第 59 回総会の後

「明治大学 ELM（法・医・倫理の資料館）」の進捗について、再び小西氏からご紹介いただきました。

法律図書館連絡会第 59 回総会の記念講演で、明治大学 ELM（法・医・倫理の資料館）のご紹介をさせていただきました。ここでは、その後の動きを中心にお伝えしようと思います。

1 明治大学 ELM について——その創設目的

最初に、あらためて ELM について簡単なご紹介をしておきたいと思います。

法（Law）・医（Medicine）・倫理（Ethics）の頭文字を組み合わせたものが、施設の名称である ELM（読み方は「エルム」）です。つまり、ELM とは、その名が示すように、医事法学・生命倫理学の資料を専門に取り扱う資料館です。

その施設名から、ある特定の分野に専門特化した図書館、あるいは少々風変わりな医学図書館もしくは病院図書館のように思われるかもしれませんが、ELM は単なる専門図書館ではありません。

ELM が取り扱う資料は、通例、図書館が取り扱っている図書や音声・映像資料だけではなく、文書館が取り扱うような公私文書も対象としています。また、医事法学・生命倫理学を手がかりとして、今日、重視されているにもかかわらず見かけ以上の成果をあげていないと言われる学際的学問の方法論を、資料提供の観点から考える施設でもあります。さらには、医学図書館・病院図書館ではなかなかカバーすることができない患者さんの生活支援にかかる資料を収蔵し、患者さんとその家族に情報と学びの場を提供することも、役割のひとつとして捉えています。

このように ELM は、研究者であるか否か、法律家や医療職者であるか否かを問わず、あらゆる人々に別け隔てなく、広く医事法学・生命倫理学に関する資料全般を提供することによって、「学術全体の進展」と「国民の健康にして文化的な生活の実現」に貢献することを目的としている施設なのです。

なお、ELM の詳細につきましては、小西知世「明治大学 ELM とは何か？—ELM 創設目的と収蔵資料—」明治大学 ELM 運営委員会編『[明治大学 ELM 開館記念講演会・記念シンポジウム記録集](#)』3-15 頁（2016 年）および同「明治大学 ELM の存在意義—患者のアドボカシー機関としての役割—」[臨床評価](#) 44 巻 2 号 265-271 頁（2016 年）、そして ELM の礎を築いた唄孝一教授の著作集『[志したこと、求めたもの](#)』160 頁以下（日本評論社、2013 年）などをご覧ください。



唄孝一氏（ELM HP より）

2 法図連第 59 回総会

当日は、明治大学中央図書館で記念講演と、ELM にて貴重資料の展示をさせていただきました（貴重資料につきましては、昭和 15 年に制定された国民体力法に関連する当時の厚生省内部資料と、その他の資料を展示させていただきました）。多数の方々のご来館ありがとうございました。また、講演の後、数々の貴重なご意見を賜ることができました。この場を借りて御礼申し上げます。それらの貴重なご意見を踏まえつつ、今後、さらに事業を展開していく予定です。

3 ELM の現在——新たな一歩

2017（平成 29）年 5 月、ELM は、次の新たな一歩を踏み出しました。

まず、ELM に収蔵されている図書が、「[収蔵資料 Database](#)」を用いて外部からオンライン検索をすることができるようになりました。本検索システムは、整備を終えた資料を、図書・文書などの資料類型を問わず一元的に検索することができるシステムです。

このような外部からアクセスすることができる検索システムは、今日の図書館あるいは文書館では当然のように求められている機能ですので、できるだけ早急に整えなければならないと予めから考えていました。しかしながら、書誌情報と文書情報の登録項目、そして資料の分類項目につき、ひとつひとつ検討をしていかなければならない状況が生じたこともあり、予想以上に月日がかかってしまいました（前者につきましては、文書系資料の検索の際に必要とされる情報と、図書系資料の検索の際に必要とされるそれとの間に大きな違いがあったこと、後者につきましては、NDC 分類が、事実上、機能しない状況にあったこと、それに代わる分類指標たりうる医事法学・生命倫理学の体系が、必ずしも明確ではなかったことによります。なお、余談ではありますが、今回の作業を通じて、医事法学の体系に関し、学術的な側面で興味深い議論が展開されました。この点につきましては、いずれ学術論文としてまとめたいと思っています）。今般、それらについての一応の検討が終了し、登録作業・分類作業につきましても一応の体裁が整い、ようやく公開に踏み切れた次第です。

それでも現時点では、図書系資料のみ検索・閲覧可能な状況です。文書系資料につきましては、近年中に公開基準と公開手続を策定し、公開可能とすることができた資料から、順次、検索可能とし公開をしていくことになっております。今しばらくお待ち頂きたいと思っております。

次に、[ELM の Web サイトを拡張](#)いたしました。これまでも Web サイトを通じて様々な情報を提供して参りましたが、今後は、この拡張サイトも用いて、新着図書・新着資料の情報や公開可能となった文書の情報、寄せられたイベントの情報など、様々な情報をより積極的に提供していく予定です。

また、この拡張サイトには「[医事法学界の歩み（学界回顧）](#)」という専門家向けの文献案内も掲載しております。ご存知のとおり、2016（平成 28）年、日本評論社刊「法律時報」誌の「学界回顧」の誌面が大幅にリニューアルされ、医事法の項目が姿を消すことになりました。そこで ELM は、医事法学・生命倫理学に関する専門の資料館であることを惟み、法律時報誌から了承を得たうえで、装いを新たに「医事法学界の歩み」という企画に取り組んでいくことになりました。今後の展開をご期待ください（なお、その他にも、2015（平成 27）年 6 月 27 日（土）に開催された「[明治大学 ELM 開館記念講演会・記念シンポジウム](#)」の記録集を公開いたしております）。

- ▲ 明治大学 ELM ウェブサイト <http://www.meiji.ac.jp/hogaku/elm/>
（明治大学法学部のサイトからエントリーできます）
 - ▷ 「収蔵資料 Database」 <http://jmapps.ne.jp/elm/>
- ▲ 明治大学 ELM 拡張サイト <http://www.kisc.meiji.ac.jp/~elmmeiji/index.html>
（明治大学 ELM のサイトからエントリーできます）
 - ▷ 「医事法学界の歩み（学界回顧）」 <http://www.kisc.meiji.ac.jp/~elmmeiji/academic.html>
 - ▷ 明治大学 ELM 開館記念講演会・記念シンポジウム 記録集
<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~elmmeiji/memorial-lecture-and-symposium.html>

4 ELMのこれから——夢の実現に向けた穏歩前進

これからますます医療・生命倫理・家族などのあり方が、根底的に問い直されなければならなくなる厳しい時代—それは、ELMがより必要とされる時代でもあります—となってきます。ELMは、そのような時代のなか、様々な施設・組織と連携を結び、共に手を取り協力し合いながら“誰もが幸せになれる社会を創り出す”という夢の実現に向けて穏歩前進を続けていくつもりです。なにとぞよろしくお願いいたします。

ELMに関するお問い合わせ、ご利用をお待ちしております。

明治大学法学部 ELM（法・医・倫理の資料館）

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台 1-1 研究棟地下 1 階

TEL: 03-3296-4530 FAX: 03-3296-4532

対応時間: [月曜～金曜]10:00～17:30 [土曜日]10:30～18:00

E-mail: elm@meiji.ac.jp

(明治大学法学部准教授[医事法]・明治大学 ELM 運営委員長 小西知世)

3. 昔話法廷

2015（平成 27）年 8 月に NHK E テレにて放送された法廷ドラマ「昔話法廷～裁判員はキミだ！～」は、なじみの深い昔話を題材にした中高生向けの法廷ドラマシリーズです。その新シリーズが今年 8 月にも放送されました。当連絡会加盟館等の中にもご覧になったかたが多くいらっしゃると思います。

この番組には國學院大學法科大学院の今井秀智教授が監修に携わっています。当番組の内容とともに、「法教育」への取組みとしての経緯やその狙いなども含めて、今井教授にご紹介いただきました。

昔話法廷とは

2015（平成 27）年から 3 シーズンにわたって 8 月に NHK-E テレで放送された裁判ドラマ（全 8 話）です。昔話の主人公が裁判にかけられるという、これまでにない視点で構成されています。

たとえば、第 1 話の「三匹のこぶた裁判」では、三男こぶたがオオカミを殺した殺人罪で起訴されますが、弁護人は、正当防衛で無罪だと主張します。また、第 3 話の「白雪姫裁判」では、白雪姫殺害未遂で起訴された王妃は、「りんご売りのお婆さんに扮したのは私ではない。白雪姫がお城に戻りたいために私をはめたのよ！」と犯行を否認します。



どれも昔話を読んでいて、あれ？と疑問に思ったことを真正面から取り上げ、検察官・弁護人が真剣に戦い、本気の裁判を繰り広げます。「ぶた」「オオカミ」「うさぎ」「タヌキ」「アリ」「キリギリス」「すずめ」「亀」「白い鳥」「かに」「猿」と実物さながらに作り上げた登場人物に、豪華な役者陣が真顔で尋問します。そのシュールな映像に度肝を抜かれ、笑いを誘いますが、知らず知らずに裁判に引き込まれていきます。



2016（平成 28）年には、ドイツで開かれたこども番組コンクール「プリ・ジュネス」で「三匹のこぶた裁判」がこどもたちによる投票で 1 位を獲得し、11 歳から 15 歳部門の「国際こども審査員賞」を受賞しました。

法教育教材として誕生

私は、法科大学院で教鞭を執る傍らで、法やルールに関する教育、すなわち「法教育」の普及発展の活動をしています。法教育は、法律の体系や条文の解釈を学ぶ「法学教育」や「法律教育」とは異なり、法律の専門家ではない人たちにも法の根源にある意義や価値を理解してもらうための教育です。裁判員裁判が導入されたことでにわかに脚光を浴びるようになりましたが、平成 20 年には学習指導要領が改訂されて、小学校、中学校、高等学校で法教育を重視するよう指導されました。

私は、これまで多くの学校に赴いて法教育の授業を行ってきましたが、法的思考を滋養するきっかけとしては、アクティブラーニングとしての「ディベート授業」や「模擬裁判」がとても有用性が高いと思っています。実際に参加した児童・生徒の反応はとても良く、その教育的効果も十分に認められました。しかし、こと模擬裁判は、その準備が大変であるばかりか、それを実施するために人的物的環境を整える必要があり、どうしても限られた対象者にしか施せないという限界がありました。なんとかもっと汎用性のある教材で、どの学校でも手軽に扱える、まさに考える法廷ドラマ DVD のような教材を作りたいなあ、と漠然とっていました。制作にはお金もかかりますし、もちろん私一人ではできませんので、夢を見ていたようなものでした。

そんなとき、知人の放送作家を介して、NHK の青少年向け番組を制作しているディレクターから、「昔話を使った裁判ドラマの番組を作りたいので、協力して欲しい。」という依頼がありました。私は、昔話を題材にすることは想定していなかったのですが、願ってもいないオファーでしたので、2 つ返事で受けさせていただくことにしました。

こうして、昔話法廷が生まれることになりました。それが、2015 年の 2 月のことでした。

教材としての特徴

昔話法廷は、あくまで小学校高学年から中学生・高校生をターゲットにした番組ですから、学校の授業のなかで使ってもらえるものでないといけません。そこで、次のような特徴があります。

1 15 分のドラマ

子どもたちに限らず、人間の集中力には限界があります。また、学校の授業のなかで使ってもらうためには、短くまとめる必要があります。そこでドラマは「15 分」と決めました。

2 なじみ深い昔話を題材

模擬裁判は楽しい授業ではありますが、最初に「事件」をしっかり頭に入れておかないと、その後の尋問がチンプンカンプンになってしまいます。題材を昔話に求めたことにより、子どもたち誰もがスーッと頭に入ってきます。つまり、事件の仕込みが要らない。これが模擬裁判を昔話でやることの最大の利点です。そのためにも、登場人物はできる限りリアルに作り込んでいます。

3 法廷のやり取りを忠実に再現

番組は面白いだけでなく、将来裁判員に選ばれたときのために、裁判の流れを知ってもらうため、実際の裁判の流れにできる限り近づけるようにしました。ただ、正確性を期するがゆえにリズムが

悪くなり、かえって自由に考えることがおろそかになってはいけないので、思い切ってデフォルメしているところもあります。その1つが、起訴状朗読と検察官冒頭陳述を一緒にするという手法です。

また、普通の法廷ドラマではよくある再現シーンは一切なく、法廷での尋問、つまり「言葉」だけで情景や感情、そして行動をイメージしてもらおうという、国語力を養うことも期待しています。

4 判決がない

そして、昔話法廷の最大の特徴は、判決言渡しのシーンがない、ということです。裁判ドラマで判決がないなどというドラマはなく、まさにドラマとしては完結していません。しかしそれが昔話法廷の教材たる所以です。番組を見た子どもたちが、そのあと話し合っって判決を決めるのです。

そして、裁判とは、自動販売機のように誰がやっても同じ結論が出るというものではなく、「人が変われば裁判が変わる」こと、しかし「その結論に従わなければならない」こと、しかもその結論は「国家権力によって強制される」ということを学んでもらう。これが司法の市民参加であり、このようにして市民が権力的作用の中に入っていくことを学んでもらうことになります。

制作秘話

みんなに考えてもらうためのドラマなので、細かい点にもこだわり、悩んでもらえるシナリオ作りを心がけました。判決がないので、見終わったあと誰かと話したくなるようですが、逆に一人で見るとフラストレーションが溜まるかもしれません。

実務法曹家の私が監修し、制作に協力するわけですから、法律のプロが見ても、文句がでないようにストーリーを作り上げることに腐心しました。1シーズンのシナリオはおよそ半年かけて、まずはディレクターと私の2人でどの昔話にするか、何をテーマにするかを決め、そして作家を入れて3人でシナリオを作り上げます。裁判員役のタレントや検察官、弁護士、登場人物もその物語にあう演者を選びました。

撮影は、NHKの局内のスタジオに作った模擬法廷で行います。着ぐるみの役者さんはとても暑いうえに息苦しいため、扇風機とうちわは欠かせず、コマ切りでの撮影になります。スタジオ内は目いっぱい冷房を利かせ、まさに厳冬です。

普通の裁判ドラマと違い判決がないので、役者の方々は、たとえセリフがすべて決まっていたとしても、自分たちの演技次第で判決が左右されることを知っています。なので、撮影は、実際の裁判のように検察・弁護双方が真剣に戦い、また証人は本気で役を演じます。これが番組に迫真性をもたらしているのです。

3つのシーズンで全8作あり、どれにも思い入れがありますが、やはり一番感慨深いのは、シーズン最終話の「さるかに合戦裁判」です。かにの母子を殺害した猿を死刑にするかどうか考えてもらうという、とても重たいテーマです。



小学生や中学生に「死刑」を議論させることはかなりの冒険で、NHKも当初慎重でした。私は、裁判員裁判を取り上げる以上、死刑の問題は避けて通れないものであると考えており、ディレクターも同様でした。むしろ小学生のころから考えるべきであると思っていました。局を説得するのに1月はかかりました。

死刑をテーマにした場合の昔話の選定とストーリーの決定ですが、これも苦慮しました。まず誰しもの頭をよぎるのは「桃太郎」です。桃太郎は鬼を殺害して財宝を奪い取っていますから明らかに強盗殺人で、極刑に値します。しかし、桃太郎は日本の国民的英雄なので、なかなか死刑にはできないでしょう。まして相手は鬼です。それに、昔話とはいえ、桃太郎という生身の「人間」を被告人にして法廷に立たせ、死刑を議論するのは生々しさがありません。

そこで、「さるかに合戦」を題材にし、当初は、集団で猿を襲ったカニが被告人という設定を考えました。しかし、「カニが死刑か…？」という、カニには大変失礼ですが、いつも茹でたり、焼いたりして食べているので、なかなか感情移入しにくいなあと思いつきます。ならばと、猿を「カニの母子殺しの罪」で裁くことに決めました。そして猿の生い立ちや背景を作り込んでいくことになりました。

猿が犯行に至るきっかけになった母カニの一言、小林聡美さん演じる検察官の「死」に対する猿への問いかけ、小沢征悦さん演じる弁護人の弁論での決め台詞。一つ一つ何度も行ったり来たりしながら決めていきました。どれも思い入れの深い言葉です。

昔話法廷のこれから

昔話法廷の全 8 作品は、NHK の公式ホームページからいつでも無料で視聴できます (<http://www.nhk.or.jp/sougou/houtei/>)。

「昔話法廷」で検索していただければすぐに出てきます。裁判員役のタレントの個人的な判決意見も掲載されています。

また、シーズンⅠの「三匹のこぶた」「カチカチ山」「白雪姫」の 3 話は、金の星社から児童向けの同名の本になって出版されています。ドラマと同じ裁判のシーンを収めていますが、番組と違って、裁判後の評議の場面が再現されたものが追加されています。もちろん、考えの筋道を示すだけなので、評議で結論が出ているわけではありません。この秋に、シーズンⅡの「アリとキリギリス」「舌切りすずめ」「浦島太郎」の 3 話も出版される予定となっており、今後、シーズンⅢの「ヘンゼルとグレーテル」「さるかに合戦」も書籍化の予定です。もちろん、書籍の監修もさせていただいています（「イマセン」と称しています。）



この昔話法廷の番組が放映されてから、このドラマを使った授業のオファーや講演の依頼が増えています。法教育に関心のある法科大学院生の学生たちも、このドラマを教材にして中学校や高等学校に出張授業に行く機会も増えており、彼らの臨床法学教育（リーガルクリニック）としての効果も期待されています。

法やルールについて考える法教育の教材は、もちろん昔話法廷だけではありませんが、法教育の普及発展のきっかけとなるものとして、ドラマ、書籍ともに是非、ご活用いただけたらと思います。

（イマセン・國學院大學法科大学院教授 今井秀智（弁護士））

4-1. 特集：法図連を考える ― 幹事館担当者の声 ―

法律図書館連絡会は本年 6 月で創立 62 周年となりました。この間、図書館界をめぐる状況は大きく変化し、当連絡会の在り方についてあらためて考えてみるのもよいかもかもしれません。

そこで、本号では「法図連を考える」と題する特集記事を掲載いたします。

まず、当連絡会の運営の根幹である幹事会活動への理解を深め、幹事会をより身近に感じていただく一助になれば…との目的で、幹事館担当者の生の声（！）をご紹介します。

質問事項①及び②については、お名前をイニシャルで記載させていただきました。一体誰の声なのか、ぜひご想像ください。③以降については、いただいた声をまとめてご紹介いたします。

K 様

- ①三国志などの歴史本
- ②春先は仕事が忙しくて神経も高ぶり夜も熟睡できなかったが、先月休みにゆっくり熟睡できたこと

F 様

- ①マイク・セイラー作 ロバート・グロスマン絵
今江祥智訳『[ぼちぼちいこか](#)』（偕成社）
- ②自分の作った料理（お菓子）を「おいしい」と言ってもらえた時

S 様

- ①荒木飛呂彦『[ジョジョの奇妙な冒険](#)』（集英社）
- ②最近はありません（…）

幹事館担当者への質問事項 （その 1）

- ①一番好きな本は何ですか？
- ②最近一番幸せを感じた時を教えてください

S 様

- ①伊坂幸太郎『[チルドレン](#)』（講談社）
- ②おいしいお寿司を食べた時

W 様

- ①[茶色の朝](#)（大月書店）
…全体主義に持って行かれそうなここ最近そのものの寓話
[愛かぎりなく デカプリストの妻抄](#)（童心社）
…いわさきちひろの詩画集 泣けます！
[アンジュール ある犬の物語](#)（BL 出版）
…言葉のない絵本 う・う・う
- ②・92 歳になった母たちと温泉に行き、冷酒で乾杯をした時
・ちょっと涼しかった夜、ネコとくっついて寝られた時（涼しくなくても腕枕 暑）

K 様

- ①山田孝雄校訂『[倭漢朗詠集](#)』（岩波文庫）
尾崎雅嘉『百人一首一夕話 [上](#)、[下](#)』（岩波文庫）
- ②・春のスキー場で木の様子や景色を見ていた時
・川辺の木蔭で昼寝をしていた時
・自家製ピクルスがおいしかった時

幹事館担当者への質問事項（その2）

③幹事館担当業務の中で勉強になったこと、楽しかったこと、良かったこと

- ・他の図書館を見学できること。
- ・幹事の方々の幅広い知識・教養と包容力に触れることができたこと。受付業務でいろいろな機関の方と連絡をとり、総会で直接お話しできたこと。
- ・勉強になったこと→いろんな人がいるのだな 楽しかったこと→いろんな人がいるのだな 良かったこと→いろんな人がいるのだな
- ・大学（国公立・私立）、官庁、機関と普段知り合えない人達と業務を行え、様々な経験ができたこと。
- ・この4月の異動で担当になったばかりで右も左も分からない状態であるため、これから勉強していきたいと思っています。
- ・本務と同様に、当会においても、よりよい結果を得るためには関係者の協力が必要です。幹事会では、当会の企画や運営について協議を行います。そこでは、異なる観点を持つ担当者が、方針や問題点などについて意見を出し合い、検討を行うとともに分担などの調整を図ります。本務のそれとは異なる協議の態様を当会で体験し、視野を広げることは、法情報サービスに関する理解を深めることと併せて、本務においても役立っているのではないのでしょうか。幹事館ご担当の皆様のおかげです。

④逆に大変なこと、苦労話

- ・まだ担当期間が短いため、ありません。
- ・自分自身の知識の至らなさに落ち込んだこと。
- ・そんなことを披露したら、誰も次の会計担当になってくれないからヒミツ！！
- ・幹事会の活動が部署内に充分理解されていない面があります。
- ・まだそれほど業務をしていないので…
- ・会員のみなさまとの交流やご協力を得る方法に自信が持てない時は心細いです。

⑤法律図書館連絡会そのもののあり方についての率直なお考え

- ・見守っていきたいと思います。
- ・法律図書館や法情報サービスを取り巻く状況は変化しますし、そのことが当会の活動のあり方に影響すると思います。どのような状況であっても、会員と担当者が本務でよい仕事をして（あるいは失敗なども含めて）、その報告や情報交換を当会の交流の場で行い、影響を与え合うことが、当会の活動の基本ではないでしょうか。これまでの当会の出版物や企画等もそのような中で生まれたものと思います。
- ・所属機関の方たちが直接話ができるチャンスなので、ぜひ活用していただきたいです。
- ・専任の職員が少なくなって、参加することが難しくなっているとは思いますが、もっと積極的にアピールして、上を説き伏せて参加してほしいです。
- ・予算や人員の減少などで仕方のない面もありますが、法図連を魅力ある組織に変えないと今後運営が行き詰まると感じます。会員を引き付ける目玉が欲しいです。
- ・近年の予算縮減の動向に鑑みて、会員数の減少等の流れは止めることが難しいのかなと思料します。

⑥「こうあってほしい」、10年後の法律図書館連絡会のイメージ

- このままであってほしいと思います。
- 機関の違いや立場の違いに関係なく、図書館としての資料収集の方法、資料の活用方法、利用者に対しての情報の提供の方法などについて話し合ったり、新しい知識を得ることができる場であってほしいです。
- 細々とでも他に類を見ない変わった研究会であってほしいです。
- 幹事会と委員会の活動を一体化して、規模を縮小してもいいので続けてほしいです。
- 昭和から続く歴史を大切に、多くの方々のためになる法図連であり続けてほしいと思います。
- 法情報サービスにしても、法律資料にしても、考察のきっかけはたくさんあると思います。好奇心旺盛な会員と担当者の集まる面白い団体であってほしいと思います。異動があるとなかなか難しいかもしれませんが、せつかく担当をする法情報サービスの業務ですから、それに関心を持つことができれば、職場にとっても担当者にとっても有益で面白いのではないのでしょうか。そのような業務に関する探究心を、会員と担当者が持ち続けてくださることが、当会の活動の原動力であると思います。

幹事館ご担当の皆様、ご協力ありがとうございました。

4-2. 特集：法図連を考える -- 資料：法図連年表 --

続いて、法図連のこれからを考えるに当たってまず来し方を…ということで、当連絡会のこれまでの62年にわたる活動を年表で振り返ります。

法律図書館連絡会 年表（「法律図書館連絡会50年史」から抜粋／2006年以降は委員会作成）

※幹事会、研究会、記念講演等は省略。刊行物は掲載。

1955	6/16	第1回法律関係図書館連絡懇談会開催 ・4館（国立国会図書館法律政治図書館、法務図書館、最高裁判所図書館、内閣法制局図書館）で設立。「法律図書館連絡会」の前身となる	4機関
	10/21	第2回法律関係図書館連絡懇談会開催 ・会の名称が「法律関係資料連絡会」となる	
	12/13	第3回法律関係資料連絡会開催	
1956	3/6	第4回法律関係資料連絡会開催	6機関
	6/6	第5回法律関係資料連絡会開催	
	11/28	第6回法律関係資料連絡会開催	
	---	「件名・分類小委員会」が4/10、5/30、6/18に開催 共同作業「 外国法令集総合目録 1956年1月現在 」	
1957	3/27	第7回法律関係資料連絡会開催	
	7/2	第8回法律関係資料連絡会開催	
	10/15	第9回法律関係資料連絡会開催	
1958	9/25	第10回法律関係資料連絡会開催	
	---	共同作業「 外国法令集総合目録 追録I 1957年7月現在 」	
1960	3/17	第11回法律関係資料連絡会開催	

1963	3/28	法律関係資料連絡会の再開準備打合せ会開催	
1964	9/18	第12回法律関係資料連絡会開催 ・幹事館設置を決定。	7 機関
	12/11	第13回法律関係資料連絡会開催 ・規約制定	
1965	6/15	機関誌「 法令資料通信 」第1号	
	6/16	第14回法律関係資料連絡会総会開催	12 機関
	---	共同作業「法律関係洋雑誌総合目録」	
1967	10/24	第15回法律関係資料連絡会総会開催	
	---	「 レファレンス文献要目 第10集 外国法律雑誌総合目録 」刊行	
1973	11/28	第16回法律関係資料連絡会総会開催	16 機関
	11/28	「法令資料通信」第6号	
1974	2/21	第1回京都地区法律関係資料連絡会開催	
	10月	第2回京都地区法律系図書館連絡会開催	
	11/15	第17回法律関係資料連絡会総会開催	
1975	7/25	第3回京都地区法律系図書館職員事務連絡会開催	
	11/10	第18回法律関係資料連絡会総会開催	18 機関
1976	10月	第4回京都地区法律系図書館職員事務連絡会開催	
	11/25	第19回法律関係資料連絡会総会開催	
1977	10/28	第20回法律関係資料連絡会総会開催 ・会名称を「法律図書館連絡会」に変更	22 機関
1978	11/16	第21回法律図書館連絡会総会開催	23 機関
	---	機関誌名称「 法図連通信 」に変更	
	---	「 邦文法律雑誌総合目録 1978 」刊行	
1979	9/7	第1回大阪地区法律関係資料に関する図書館資料室連絡会総会開催	
	10/3	第5回京都地区法律系図書館職員事務連絡会開催	
	11/19	第22回法律図書館連絡会総会開催	
1980	6/20	第2回大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会総会開催	
	10/9	第6回京都地区法律系図書館職員事務連絡会開催	
	10/22	第23回法律図書館連絡会総会開催	
	11/12	第3回大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会総会開催	
1981	6/26	第4回大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会開催	
	7月	第7回京都地区法律系図書館職員事務連絡会開催	
	10/22	第24回法律図書館連絡会総会開催	
	11/20	第5回大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会開催	
	12月	第8回京都地区法律系図書館職員事務連絡会開催	
1982	6/25	第6回大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会開催	
	10/22	第9回京都地区法律系図書館職員事務連絡会開催	
	11/5	第25回法律図書館連絡会総会開催	33 機関
	11/29	第7回大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会開催	
1983	3月	第10回京都地区法律系図書館職員事務連絡会開催	
	6/10	第8回大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会開催	
	10/28	第9回大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会開催	

	11/8	第 26 回法律図書館連絡会総会開催	36 機関
1984	6/21	第 10 回大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会開催	
	10/25	第 11 回京都地区法律系図書館職員事務連絡会開催	
	11/16	第 11 回大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会開催	
	11/22	第 27 回法律図書館連絡会総会開催	
1985	7/5	第 12 回大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会開催	
	10 月	第 12 回京都地区法律系図書館職員事務連絡会開催	
	11/15	第 28 回法律図書館連絡会総会開催	37 機関
1986	11/14	第 29 回法律図書館連絡会総会開催 ・常設委員会として「法図連通信編集委員会」「定例研究会運営委員会」設置	
1987	8/1	「法図連 ニュースレター」第 1 号刊行	
	10/26	第 13 回大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会開催	
	11/13	第 30 回法律図書館連絡会総会開催	40 機関
1988	7/11	第 14 回大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会開催	
	11/11	第 31 回法律図書館連絡会総会開催 ・「新規収集リスト編集委員会」設置	42 機関
	---	「邦文法律関係記念論文集総合目録」刊行	
1989	5/29	第 15 回大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会開催	
	11/10	第 32 回法律図書館連絡会総会開催	45 機関
1990	6/27	第 16 回大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会開催	
	10/12	第 33 回法律図書館連絡会総会開催	48 機関
1991	7/26	1991 年度第 2 回幹事会において「常任幹事会」設置、「常任幹事館」選出	
	6/27	第 17 回大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会開催	
	11/15	第 34 回法律図書館連絡会総会開催 ・「ユーザーズ・マニュアル作成委員会」設置 ・「日本法律図書館検討委員会」設置を幹事会一任→幹事会設置決定	49 機関
1992	1/17	1991/92 年度第 1 回幹事会において常任幹事を 4 館から 2 館に変更	
	6/12	第 18 回大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会開催	
	11/6	第 35 回法律図書館連絡会総会開催 ・「日本法律図書館検討委員会」を解消、日本法律図書館協会設立検討は幹事会が継続して行うこととなる	53 機関
1993	7/2	第 19 回大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会開催	
	11/12	第 36 回法律図書館連絡会総会開催	58 機関
	---	「ユーザーズマニュアル ー法令の部ー」刊行	
1994	7/8	第 20 回大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会総会・研修会開催	
	11/18	第 37 回法律図書館連絡会総会開催 ・規約改正、「賛助員の設置に関する細則」制定 ・「ビデオ制作委員会」設置	
1995	6/27	第 21 回大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会総会開催	
	11/10	第 38 回法律図書館連絡会総会開催	61 機関
	---	「ユーザーズマニュアル 第 2 版」刊行	
1996	6/21	第 22 回大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会開催	

	11/29	第 39 回法律図書館連絡会総会開催	62 機関
1997	6/6	第 1 回西日本地区法律資料に関する図書館・資料室連絡会開催	
	11/14	第 40 回法律図書館連絡会総会開催	
	---	ビデオ「 法学文献の調べ方ー判例編 」刊行	
1998	7/10	第 2 回西日本地区法律資料に関する図書館・資料室連絡会開催	
	11/13	第 41 回法律図書館連絡会総会開催 ・「調査・企画委員会」設置を幹事会検討を条件に承認→第 2 回幹事会で「調査・刊行準備委員会」として承認	
1999	6/4	第 3 回西日本地区法律資料に関する図書館・資料室連絡会開催	
	9/17	第 42 回法律図書館連絡会総会開催	64 機関
2000	6/2	第 4 回西日本地区法律資料に関する図書館・資料室連絡会開催	
	11/10	第 43 回法律図書館連絡会総会開催	65 機関
	---	「 法律図書館ユーザーズマニュアル 全訂版 」刊行	
2001	6/1	第 5 回西日本地区法律資料に関する図書館・資料室連絡会開催	
	11/2	第 44 回法律図書館連絡会総会開催	66 機関
2002	6/7	第 6 回西日本地区法律資料に関する図書館・資料室連絡会開催	
	11/1	第 45 回法律図書館連絡会総会開催	67 機関
2003	9/22	第 46 回法律図書館連絡会総会開催	68 機関
2004	10/15	第 47 回法律図書館連絡会総会開催	72 機関
2005	10/21	第 48 回法律図書館連絡会総会開催	67 機関
2006	10/27	第 49 回法律図書館連絡会総会開催	69 機関
	10 月	「法律図書館連絡会 50 年史」刊行	
2007	10/12	第 50 回法律図書館連絡会総会	
	10 月	「 わかりやすい法情報の調べ方 (DVD) 」刊行	
2008	10/10	第 51 回法律図書館連絡会総会開催	67 機関
2009	10/16	第 52 回法律図書館連絡会総会開催	
2010	10/15	第 53 回法律図書館連絡会総会開催	70 機関
2011	10/21	第 54 回法律図書館連絡会総会開催	69 機関
2012	10/26	第 55 回法律図書館連絡会総会開催	68 機関
2013	9/27	第 56 回法律図書館連絡会総会開催	
2014	9/25	第 57 回法律図書館連絡会総会開催	67 機関
2015	9/25	第 58 回法律図書館連絡会総会開催	66 機関
2016	10/28	第 59 回法律図書館連絡会総会開催	59 機関

※2006 年以降の機関数は総会会計資料から抜粋した。

以上、本特集がこれからの法律図書館連絡会を考える一助となりますれば幸いです。

(法律図書館連絡会「法図連通信」等編集委員会)

5. 第 103 回全国図書館大会東京大会へのお誘い

第 23・24 分科会 法情報と図書館 —研修・講座の実践事例を一挙公開!!—

「法情報の調べ方」のポイントを知りたくありませんか？

ロー・ライブラリアン研究会では、法律図書館連絡会と共催で、全国図書館大会にて法情報分科会を開催します。

大会 2 日目 10 月 13 日（金）の第 23・24 分科会。会場は代々木の国立オリンピック記念青少年総合センターです。申込は第 103 回全国図書館大会 HP からどうぞ。〆切は 9 月 22 日（金）です⁽¹⁾。

テーマを「法情報と図書館—研修・講座の実践事例を一挙公開!!」とし、実際にそれぞれ開催された研修や講座を、再現して提供します。報告は次の四つです。

内容は各報告者による大会 HP 掲載の詳細に譲り、本稿では法律図書館向けのオスズメをご案内します。

報告 1 データベースを活用した公共図書館・大学図書館での法情報調査のアプローチと利用促進策—参加者毎のテーマ選定と講座の開催事例紹介

山内享郎（第一法規株式会社）

報告 2 判例を調べる—効果的な判例検索と来館者の問題解決

大橋鉄雄（フリーランス編集者〔法情報〕）

報告 3 きまりがあるのは何のため？—きまりの意味を考えよう！〔「図書館のきまり」を題材にした法教育模擬授業〕

山賀良彦（東京都行政書士会）

報告 4 どこから調べる？法情報の調べ方—OPAC を端緒とした自館図書資料等からの調べ方、その他法情報の調べ方

鈴木敦（中央大学図書館、大東文化大学法学部非常勤講師）

当研究会が編集した『法情報の調べ方入門—法の森のみちしるべ』（JLA 実践シリーズ 28, 2015. 補訂版 2017）をテキストに「研修交流会」を開講してきましたが⁽²⁾、地方開催の要望を頂きました。全国から図書館員が集まるこの機会に、従来に留まらない内容を考えました。

当分科会は、そのまま研修として聴講することも、各館での企画の参考にすることもできます。四つの報告は、法情報調査の研修が主ではありますが、法教育や参加者別のデータベース講座の実践事例もあります。

報告 1 と 2 が午前、報告 3 と 4 が午後です。報告ごとの受講もできますが、午前を中級程度、午後を一般向けに想定しています。

全日通しで参加すれば、報告はそれぞれ別の研修・講座を元にしてしますので、異なる背景をもった報告者の視点・切り口からの説明を一日で聴くことができます。

隣室では、当研究会、法律図書館連絡会に関わる法律系出版社・データベース等の展示を行う予定です。こちらでも掘り出し物があるかもしれません！

なお、申込時にエントリーしていなかった他の分科会も、当日空席があれば覗いてみる事ができます。

当分科会に限らず、法律図書館のみなさんが、全国図書館大会に参加するきっかけとなれば幸いです。

(1) http://jla-conf.info/103th_tokyo/

(2) 田村英彰. 金澤敬子. [ロー・ライブラリアン研究会の活動について](#). 専門図書館. (278): 2016.7. pp.9-15.

（田村英彰：ロー・ライブラリアン研究会，法律図書館連絡会賛助員，国立国会図書館）

6. 主要活動日誌 (2016.11～2017.9)

2016.10.28	法律図書館連絡会第59回総会 (明治大学中央図書館 地下1階多目的ホール)
2016.12.9	2017年度第1回幹事会 (国立国会図書館)
2017.4.28	2017年度第2回幹事会 (龍谷大学深草学舎 紫英館)
2017.8.4	2017年度第3回幹事会 (成城大学法学資料室スタディールーム)
2017.9.14	2017年度第4回幹事会 (成城大学5号館)
2017.9.15	法律図書館連絡会第60回総会 (成城大学5号館2階524教室)

7. 編集後記

「法図連通信」は、今号から原則としてオンライン配信のみとなりました。私たちが普段接している法律関係資料にも紙媒体での発行がなくなるものが少なくありません。法律関係資料の探し方、案内の仕方、収集の在り方にも大きな変化が生じています。

今回あらためて当会の62年を振り返ってみたとき、私たちを取り巻く環境の変化の大きさとスピードには驚かざるを得ません。このようなときだからこそ、皆様と情報や問題意識を共有していくことに意義があると思いました。引き続き、ご協力をお願いいたします。

(法律図書館連絡会「法図連通信」等編集委員会 松本 裕子)

ご協力いただいた皆様のおかげで充実した誌面となりました。次号は記念すべき第50号。今号同様充実した内容になるよう、非力ながら頑張る所存でございます。

皆様もアイデアや記事の持ち込み等大歓迎ですので、どうぞ宜しくお願いいたします。

(法律図書館連絡会「法図連通信」等編集委員会 小和田智子)

2017 (平成29) 年9月15日

法 図 連 通 信 第49号

発行 法律図書館連絡会

編集 法律図書館連絡会「法図連通信」等編集委員会

(国立国会図書館調査及び立法考査局議会官庁資料課内)

〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1

電話：03-3581-2331 (代) 内線 21501 FAX：03-3591-3655

E-Mail：hogikai@ndl.go.jp